令和6年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード整備工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和6年度亀岡中部農地整備事業千代川工区ストックヤード整備工事(以下「本工事」という。)の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」(URL: https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html)(以下、「共通事項書」という。)に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容 1.目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、千代川工区のほ場整備に必要となる盛土材の受入を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市千代川町北ノ庄及び千原地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 残土受入工 V=30,000 m3 表土掘削工 A= 7.90 ha 付 帯 工 1 式 仮 設 工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期(工事開始日)及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている270日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。	
	全体工期:契約締結の日から令和7年11月28日(工事完了期限日)まで	
	工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事実績情報システム(コリンズ)に登録する技術者の従事期間は、契約(変更の場合は、変更契約)工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第 3 章 施工条件 1. 工程制限	1) 本工事に伴う支障物(電柱等) は想定していないが、施工時に支障物が発生	

項目		内容		摘		
	した場合は、監督職員と協議する	るものとする。				
	2) 本工事の建設発生土受入は、	第4章2. に示	で関連工事の公共残土を受け入			
	れるものであるため、工事着手	三後、速やかに	受け入れ態勢を整えるものとす			
	る。					
	3) 本工事施工後、埋蔵文化財調査を行う計画であり、その5工区を先行し					
			協議により、施工箇所の優先順			
	位を指示する場合がある。	(MATERIA, 2 C				
	4) その6工区は、かんがい期間	中堂農を行うた	・め 稲刈後に施工するものとす			
	る。なお、施工可能時期は令和					
	る。 はる、 旭工 可能特別は14月	7年10万以降で	心たしてvid。			
2. 作業可能日数	 本工事の作業可能日数は16日()	日亚均)レ相定	1 ている			
2. [[未引胎自数	本工事》对F未可能自然(\$10日 ()	71十岁) 乙心足				
3. 埋蔵文化財	 1) 本工区は、表土直下等の浅レ	、位署に押蔵す	化財が匀蔵されている このた			
3. 连戚又们别			に対から減されている。このに 後作業及び走行することが無いよ			
	う留意するものとする。	盆田上での里像	が未及いた119ることが無いよ			
	, , , , <u> </u>	幼いて)ヶ生間	コースナのレース ただし 伊莱			
	2) 不整地運搬車での運搬は、4tm		くりるものとりる。ただし、休護			
	盛土場を走行する場合はこの限		マラントナロク サスル光寺1 1			
	3) 工事施工中に埋蔵文化財と思					
		但りに上事を 中	中上し、監督職員に報告し、その			
	指示に応じなければならない。	- 1. 6 -0.77 22 2	, mark 2 2 2 1969 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2			
	4) 施工時に埋蔵文化財調査部局	の立会確認が必	必要になった際は、これに協力す			
	ること。					
 建設発生土 受入 	1) 本工事では、第4章2. に示っ 予定している。	す関連工事によ	り、次の土量の公共残土搬入を			
	 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当 	り、全体搬入量	の増減が生じた場合は、契約変			
	1) 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。 ただし、日当にとしない。	り、全体搬入量 たり搬入量の増	の増減が生じた場合は、契約変減については、契約変更の対象			
	 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当 	り、全体搬入量	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要			
	1) 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。 ただし、日当にとしない。	り、全体搬入量 たり搬入量の増	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3			
	1) 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。 ただし、日当に としない。 搬入期間	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要			
	1) 本工事では、第4章2. に示 予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。 ただし、目当7 としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。 ただし、日当 としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当7 としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工のいては、本工事受発注者及び	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工事受発	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当会としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工事受発	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当だとしない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工事受発 、雨天等の中止	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当さ としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本 ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、 で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を記	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工事受発 、雨天等の中止 変えるもとのと	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ更の対象とする。 ただし、日当としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場をきものとする。なお、置き場の詳細	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工事受発 、雨天等の中止 変えるもとのと	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、目当さ としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本 ついては、本工事受発注者及びすする。なお、日当たりの受入量、 で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認 ものとする。なお、置き場の詳細 る。	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工等の中止 変えるもとのと 細については監	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当会としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本一ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認むのとする。なお、置き場の詳細をある。なお、置き場の詳細をある。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンク	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 搬入元工等の中止 変えるもとのと 細については監 リート殻等の不	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3/日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす 系純物や巨礫が混入している場合			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当会としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工のでは、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を終める。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクは、直ちに受け入れを中断し、「	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場とし、 飛入天等の中止 変えるもとのと ないては監 リート 設等の不 監督職員に報告	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす 系純物や巨礫が混入している場合 するものとする。			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当にとしない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本でいては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場をきものとする。なお、置き場の詳細をある。なお、置き場の詳細をある。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクは、直ちに受け入れを中断し、「5) 雨天時は原則受け入れを行わった。	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事現場上し、 搬入下等の中止 変えるいては監 リート設等の不 ないものとする	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ぶ純物や巨礫が混入している場合 するものとする。			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当会としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工のでは、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認める。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクは、直ちに受け入れを中断し、関 5) 雨天時は原則受け入れを行わる。 6) 搬入土の仮置きにあたっては	り、全体搬入量 たり搬入量 搬入量 30,000m3 工事元天等 もい と受中 とて とでいた 設に という という という という という という という という という という	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ぶ純物や巨礫が混入している場合 するものとする。			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ更の対象とする。ただし、日当にとしない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本で調整するものとする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認める。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクは、直ちに受け入れを中断し、「5) 雨天時は原則受け入れを行わる。 かんといる。 は、直ちに受け入れを行わる。 は、直ちに受け入れを行わる。 かんといる。 で調整する。 なお、置き場の詳らない。 を見いるに受け入れをである。 4) かんといる。 なお、 で見いるにある。 なお、 で見いるにでしては、 で見いるにあたっては よう十分留意の上、 で理しなける。 なお、 で理しなける。 を記述る。 を見いるにある。 を見いるにより、 を見いるには、 で見いるには、 で見いるには、 できないる。 を見いる では、 できないる。 を見いる できないる できないる できないる にはいる できないる にはいる できないる にはいる できないる にはいる できないる にはいる できないる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる にはいる には	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事元天等 もい と事中 とこつト 設にとって をない もで をない をない をない で をない で をない で を で で で で で で で で で で で り で り で り で り	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ご純物や巨礫が混入している場合 するものとする。 。 こ示す「上限盛土高」を超えない			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当会としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工のでは、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認める。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクは、直ちに受け入れを中断し、関 5) 雨天時は原則受け入れを行わる。 6) 搬入土の仮置きにあたっては	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事元天等 もい と事中 とこつト 設にとって をない もで をない をない をない で をない で をない で を で で で で で で で で で で で り で り で り で り	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ご純物や巨礫が混入している場合 するものとする。 。 こ示す「上限盛土高」を超えない			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当 としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本 ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、 で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認 ものとする。なお、置き場の詳細 る。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンク は、直ちに受け入れを中断し、「 5) 雨天時は原則受け入れを行わる。 は、直ちに受け入れを行わる。 よう十分留意の上、管理しなける。 7) ヤード内の水切り等で計画平	り、全体搬入量 たり搬入量の増 搬入量 30,000m3 工事元天 るいと受中といい。 を表してはいい。 を表してはいいではいい。 ではいいではいいではいいである。 はいいではいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいである。 はいいではいいではいいである。 はいいではいいではいいではいいである。 はいいではいいではいいではいいでは、 はいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日 (約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ご純物や巨礫が混入している場合 するものとする。 。 こ示す「上限盛土高」を超えない			
	1) 本工事では、第4章2. に示予定している。 なお、関連工事との調整によ 更の対象とする。ただし、日当 としない。 搬入期間 令和7年4月~令和7年11月 2) 搬入土の受け渡し場所は、本 ついては、本工事受発注者及びする。なお、日当たりの受入量、 で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を認 ものとする。なお、置き場の詳細 る。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンク は、直ちに受け入れを中断し、「 5) 雨天時は原則受け入れを行わる。 は、直ちに受け入れを行わる。 よう十分留意の上、管理しなける。 7) ヤード内の水切り等で計画平	り、全体搬入量の増 搬入 30,000m3 工搬 不 えの の m3 工 事 元 天 る か と す と す と で を で い 計 な に す と で で い で で い で で い で で い で で い で で い で で い で が で で で で	の増減が生じた場合は、契約変 減については、契約変更の対象 摘 要 30~200台/日(約150~1,000m3 /日)を想定 それぞれの搬入時期、搬入量に 注者と協議の上決定するものと 等の詳細については、受注者間 し、それぞれの箇所で整形する 督職員の指示を受けるものとす ぶ純物や巨礫が混入している場合 するものとする。 こ示す「上限盛土高」を超えない を盤仕上高」から切り下げる必要 にがあることから、監督職員に確			

項目		 内容		摘要		
784	8) 本工事の着手までの受け入れは、第4章2. に示す関連工事で実施している ため、現場条件等の引継ぎを行うものとする。また、本工事施工完了時におい ては、次の施工業者への引継ぎを行うものとする。					
5. 盛土材の搬出	本工事ヤード内の仮置土は、「第4章2. 関連工事」等の区画整理工事において、盛土材としての活用を計画している。搬出にあたっては各工事での実施を想定しているが、搬入搬出時期の調整により、現場内での錯綜が想定される場合は、積込、または、積込運搬について本工事に追加する場合がある。					
第4章 現場条件 1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質	土及び粘性土(表土)	と想定している。			
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監 絡、協議し、工事工程に支障が生じ;					
	工事名	工期	備考			
		令和6年9月6日~	7/用 45			
		令和7年3月25日				
		令和7年1月~				
	千代川工区区画整理その1工事	令和8年3月(予定)				
	令和6年度 亀岡中部農地整備事業	令和7年2月~				
	千代川工区区画整理その9工事(仮称)	令和7年3月(予定)				
	由良川浚渫工事(仮称)	令和7年10月~	福知山河川国道事務所発			
	「公共残土搬入]	令和7年11月(予定)	注			
	法貴バイパス道路工事(仮称)	令和7年4月~	南丹土木事務所発注			
	[公共残土搬入]	令和7年7月(予定)	1117/1/22/1/7/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/			
	桂川浚渫工事(仮称)	令和7年4月~	南丹土木事務所発注			
	[公共残土搬入]	令和7年5月(予定)				
	埋蔵文化財調査	令和7年4月~	京都府埋蔵文化財調査研			
		令和8年3月(予定)	究センター発注(基盤土			
			掘削等にかかる作業)			
3. 第三者に対す る措置 (1) 騒音・振動 対策	騒音・振動等の対策については、 を図り、工事の円滑な進捗に努めない		もに、地域住民との協調			
(2)境界対策	を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。 1) 地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2) 本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないよう、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。					

項目			内容	<u> </u>			摘要	
(3)濁水処理対策	本工区内の排水については、極力濁水を発生させないよう注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策について変更する必要が生じた 場合は、監督職員と協議するものとする。							
(4)保安対策	(指導教育責任者講習 た者)であって、専門 2) 交通誘導警備員の配	本工事において 1) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員 (指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受け た者)であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2) 交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員 数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。						
	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間		
	府道宮前千歳線の進入 部	1名/日	1名	昼間	なし	現場作業着手~ 現場作業完了		
(5) 現場内への 立ち入り制限 等			立ち入り	を制限す	るとともに	、必要な箇所には		
(6)交通対策	 工事用車輌は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 工事用車輌は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車輌からの流出、飛散を防止しなければならない。 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。 							
(7)防塵対策	本工事での、防塵対策 て協議の上、設計変更の			\が、必要	が生じた場	合は、対応につい		
(8) 早朝及び夜 間作業の禁止	労働災害及び騒音防止 らない。	この観点か	ら、原貝	川として早	朝及び夜間	作業を行ってはな		
(9) 工区外への 農業用水の確 保		ることが	ないよう	留意する	ものとする。			
第5章 仮設 1.敷鉄板工	ストックヤード内のI 路の泥汚れ防止のため、 なお、敷鉄板の数量、	敷鉄板に	より養生	するもの	とする。			

項目	内容							
7,41	期間の延期、数量の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象							
	とす	る。						
		場所	数量	共用日数	摘要			
		ストックヤード入口 (府道宮前千歳線)	54 m²	225日	使用回数:1回			
		その5工区工事 周辺ヤード	306 m²	190日	使用回数:1回			
2. 水替工		工事における水替工は想 必要となった場合は、監				くの処		
第6章 工事用地								
1. 発注者が確保している用地	-	注者が確保している工 [‡] 」という。)は、計画平			– ,,,	用地		
2. 工事用地等の 使用及び返還		事用地等については、 使用条件等の確認を行わ			の立会いのうえ用	地境		
3. 受注者の裁量 による工事用地 等		発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、 受注者の責任において処理するものとする。						
第7章 工事用電力	本: い。	工事に使用する電力設化	備は、受注者 の	責任において	準備しなければな	らな		
第8章 施工 1.一般事項 (1)一般事項	をい。	工事施工に先立ち、監督 確認し、工事期間中に障。 。 また、共通仕様書第1章 に伴う防災対策等につい	第書等が起きない 第1節1-1-5に規	ハよう施工計画 見定する施工計	を立てなければな	らな		
	す よ 3) 行	対象工区外から流入する。 また、施工中に工区内で う適切に排除するものと 測量、施工時及び施工後 うものとする。また、コ となる草類についても刈	で発生する地表だする。 する。 後に支障となる に事完成時に、た	水または地下水 草類がある場合 水路及び道路法	は、施工に支障がは、事前に刈り取	ぶない		
		なお、刈り取りは設計変 受注者は、任意仮設等に	更の対象とした	たい。	留意しなければな	らな		
(2) 基準点	本	工事の基準点及び水準点	については別途	監督職員が指売	示する。			

項目			内容			摘要	
	なお、基準点等の	の位置データは測地 かにできる	成果2000に対応したもの	のである。			
(3)地区境界	なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。 1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。 4) 表土掘削において、埋蔵文化財の調査範囲を示す木杭を現地に設け、この範囲内に表土を集積しないものとする。ただし、表土掘削及び集積に支障が生じる箇所については、表土集積後に杭を設置するものとする。また、作業完了後に監督職員及び調査部局が確認する場合があるため、設置した木杭は作業完了後も存置するものとする。 なお、調査範囲にかかる資料は、別途貸与する。						
(4)標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」(以下、「標準図面集」という。)により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。						
(5) 検測又は確認(施工段階 認(施工段階	度については、 2) 下表に示す以 員が求めた場合、 3) 遠隔確認の対	監督職員の指示によ 外の工種は、自主村 、これに応じなけれ	特別仕様書第10章(4	。 ^があるので、	監督職		
	工種	確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	遠隔確認対象	備考		
	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画ほ場1箇所以上及 び表土厚の薄い現況ほ場	指示による			
(6) 中間技術検査	内容により、中間 1)発注者から監 合は従わなけれい 2)中間技術検査 出来形数量内訳 3)契約図書によ 及び工事報告書 術検査職員」とい 4)技術検査職員	技術検査を行うもの督職員を通じて、「はならない。を受ける場合、あら書を作成し、監督職り義務づけられた」等の資料を整備し、いう。)から提示をから修補を求められ	おける調査対象工事とな ひとする。 中間技術検査を実施する かじめ監督職員から指 域員へ提出しなければな 正事記録写真、出来形管 中間技術検査を命ぜら 求められた場合は従わ はた場合は従わなければ で開は、受注者の負担と	らし、通知を受 おでする出来形 らない。 ・理資料、工事 れた職員(以 なければなら) ならない。	とけた場 が図及び 野関係図 以下「技		
(7) 既設構造物 に対する措置	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		ち物を取壊し撤去する場 な受けなければならな		寸法に		

			. 1		1-4	
項目			内容		摘要	
(8)設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。					
(9) その他	る。 等を な 2)ブ	また、各耕区の 設置するものと お、工事中に滞 ルドーザーの追	取水口からの流入を する。 水が生じたときは速 運転手は熟練者を乗剤	工範囲内への排水流入を防ぐものとす 防ぐため、必要に応じて土のう、堰板 やかに排除しなくてはならない。 务させ、走行回数をできるだけ少なく 工しなければならない。		
2. 特定建設資材	本工	事における特定	建設資材の工程ごと	の作業内容及び分別解体等の方法は、		
の分別解体等	次のと	おりである。				
	工	工程	作業内容	分別解体等の方法		
	程ごと	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	の 作	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	業内容	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	及び	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	解体力	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
	方法	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用		
3. 土工 (1) 掘削	2)法	面の崩落により		注意して施工するものとする。 響が発生又は、そのおそれが認められ るものとする。		
(2) 石積みの処 理		前のほ場を形成 業するものとす		表土に混入することが無いよう注意し		
(3)整地工	す内 2)受 監督	容に留意するも け入れた盛土材 職員に報告する	のとする。 は、整形を行い、受 ものとする。	章施工条件4.建設発生土受入」に示 入土量を計測するものとし、定期的に ら指示するものとする。		
4. 表土掘削 (1) 表土はぎ	取り なと 2) 表 しる。	まとめて監督職 お、計画耕区 1 する。 土はぎにあたっ 現況表土上、現	員に提出するものと 筆当たり1点以上に ては、極力直接現況 況道路上、または保	り1点以上の表土厚を計測し、結果を する。 ついて、監督職員の立合確認を行うも 基盤面上で重機作業を行わないものと 護盛土上から表土はぎを行うものとす らないよう注意するものとする。		

項目	内容	摘要
	また、集積した表土には、表土以外の土砂が混入しないよう注意するものとする。 4) はぎ取った表土は、別途監督職員の指示する箇所に集積・整形した上で、土量を計測し、監督職員へ報告するものとする。なお、同一耕区内はバックホウによる集積、他の耕区への搬出する場合は、不整地運搬車での搬出を想定している。	
第9章 施工管理 1. 主任技術者等 の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理(1)工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
第10章 条件変更 の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物(埋蔵文化財を含む)の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
第11章 その他 1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体 (CD-RもしくはDVD-R) 正副2部 ・工事完成図書の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
2. CORINSへの登 録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費(賃料)、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。	

項目	内容	摘要
	① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象	
	期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から	
	1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3	
	日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期	
	間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する	
	期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まな	
	② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業	
	が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上	
	必要な作業を行うことは可とする。	
	3) 週休2日(4週8休以上)とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%	
	(8日/28日)以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による	
	予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。	
	4) 週休2日(4週8休以上)の実施の確認方法は、次によるものとする。	
	① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに	
	週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。	
	② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週	
	休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程	
	表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うもの	
	とする。	
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認する	
	ものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。	
	(4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認でき	
	ない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を	
	行うものとする。	
	(5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。	
	5)監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を	
	行う場合には、受注者は協力するものとする。	
	6)発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補	
	正係数により、労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費(率分)、現場管理費	
	(率分)を補正し設計変更を行うものとする。	
	①補正係数	
	項目 4週8休以上	
	現場閉所率 28.5%(8日/28日)以上	
	労務費 1.02 機械経費(賃料) 1.02	
	(機械程質(資料)	
	現場管理費 (率分) 1.05	
	②補正方法	
	当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じ	
	ている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休	
	に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、	
	それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正を行わずに減額変更す	
	る。	
	なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しな	
	かったもの(受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む)については、	
	当初積算の補正分を全て減ずるものとする。	
4. 熱中症対策	に 1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により	

項目	内容	摘要
係る費用の計上	対応する試行工事である。 ア 遮光ネット (足場に設置するものに限る) イ ドライミスト ウ 暑さ指数 (WBGT値)の計測装置 2) 1)の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 3)設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト (URL: https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php) における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。	
5.1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算(以下、「1日未満積算基準」という。)は、変更積算にのみ適用する。なお、1日未満積算基準は、農林水産省IPの下記サイトを参照すること。https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。	
第12章 公共事業 関係調査に 対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	
第13章 天災その 他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第14章 定めなき 事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

項目	内容	摘要